



令和7年度「志摩ブランド」認定申請の募集要領

令和7年度「志摩ブランド」認定申請の募集を以下のとおり実施します。

<募集期間>

令和7年8月1日（金） ～ 令和7年9月30日（火）

<対象となるもの>

- ①一次産品（志摩市で生産又は水揚げされた農産品、水産品、畜産品）
- ②加工品（志摩市で製造又は加工された加工品）
- ③工芸品（志摩市で製造又は加工された工芸品）

<対象者>

- ①農業、漁業を営む者で組織する法人及びその他の団体
- ②③商品等の生産、製造、加工を行っている事業者

<申請方法>

志摩市地域ブランド認定申請書（第1号様式）に以下の書類及び認定を受けようとする特産品を添付し、志摩市地域ブランド推進協議会事務局（志摩市経済課）へ提出してください。

- （1）申請者が個人である場合
 - ア 志摩市地域ブランド認定申請調書（第2号様式）
 - イ 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- （2）申請者が法人である場合
 - ア 志摩市地域ブランド認定申請調書（第2号様式）
 - イ 登記事項証明書又は登記簿謄本
- （3）申請者がその他の団体である場合
 - ア 志摩市地域ブランド認定申請調書（第2号様式）
 - イ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

<認定登録料>

1 認定品につき1万円

<認定後の手続き>

志摩市地域ブランド認定審査会にて審査後、志摩市地域ブランド推進協議会において、商品の認定適否を決定し、申請者へ認定可否結果を通知します。後日、認定通知を受けた申請者は、誓約書を提出するとともに、認定登録料を納付いただきます。

<志摩ブランド認定のメリット>

- ① 認定商品には、志摩ブランドロゴマークを商品パッケージに入れることができます。
(当初10シート(1シート63枚)を無償提供。その後は有償。)
- ② 志摩市地域ブランド推進協議会で参加する商談会等について、小間料なしで参加できます。(その他、交通費等経費は事業者負担)
- ③ アンテナショップや道の駅等での販売に係る手数料の費用(上限5万円)を負担します。
- ④ 販売促進物等の作成に係る費用の3分の2(上限3万円)を補助します。
- ⑤ その他、販売促進につながるような情報等を事務局から提供します。

<問い合わせ>

観光経済部経済課 電話44-0010/ファックス44-5262